○防衛省告示第百七十八号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十月一日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十一年十一月一日から同年、十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　百里沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇三分一二秒　東経一四一度二〇分四八秒

(イ)　北緯三六度三八分一一秒　東経一四一度二〇分四八秒

(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一四一度五七分四八秒

(エ)　北緯三六度一一分一二秒　東経一四一度四七分四八秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十九号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十月一日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十一年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒

(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十月一日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　大磯都市計画公園事業七・四・一号大磯城山公園

三　事業施行期間　自平成二十一年十月一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　神奈川県中郡大磯町国府本郷字城山、字王子前、字切通及び字小磯境並びに西小磯字王子久保及び字切通地内

使用の部分　神奈川県中郡大磯町国府本郷字王子前及び字切通地内

○近畿地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　四十二号

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　前　一一・五〇～二五・七〇（メートル）　〇・三一〇（キロメートル）

後　一一・五〇～一七・九七　〇・三一〇

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮字下モ墓前一〇七番から同町大字天満字上奥地道一六八三番一まで

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十二号　和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮字下モ墓前一〇七番から同町大字天満字上奥地道一六八三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十月一日

○四国地方整備局告示第百五号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十一年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月一日

四国地方整備局長　足立　敏之

（別紙）

認定更新番号表

（平成21年10月1日）

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
代浄化槽		
㈱ダイキアクシス		
代表取締役　大亀　裕		
ダイキ小規模合併処理浄化槽		
ＴＲＢ―12型	8―05―Ｈ―003	8―09Ｋ―Ｈ―001
〃　―14型	〃　―1	〃　―1
〃　―16型	〃　―2	〃　―2
〃　―18型	〃　―3	〃　―3
〃　―21型	〃　―4	〃　―4
〃　―25型	8―05―Ｈ―004	〃　―5
〃　―30型	〃　―1	〃　―6
〃　―35型	8―05―Ｈ―003―5	〃　―7
〃　―40型	〃　―6	〃　―8
〃　―45型	〃　―7	〃　―9
〃　―50型	〃　―8	〃　―10
ダイキ小規模合併処理浄化槽		
ＴＲＢ２―40型	8―05―Ｈ―005	8―09Ｋ―Ｈ―002
〃　―45型	〃　―1	〃　―1
〃　―50型	〃　―2	〃　―2
ダイキ小規模合併処理浄化槽		
ＫＲＮ―14型	8―04Ｋ―Ｈ―001	8―09Ｋ―Ｈ―003
〃　―18型	〃　―1	〃　―1
〃　―21型	〃　―2	〃　―2
〃　―25型	8―04Ｋ―Ｈ―002	〃　―3
〃　―30型	〃　―1	〃　―4
ダイキ小規模合併処理浄化槽		
ＫＲＮ―35型	8―04Ｋ―Ｈ―003	8―09Ｋ―Ｈ―004
〃　―40型	〃　―1	〃　―1